

沖縄県土木建築部 工事検査要領の運用方針

制 定 平成元年 3 月 29 日付、土技第 1547 号
一部改定 令和 3 年 2 月 1 日適用
令和 3 年 1 月 25 日付、土技第 1437 号

第 1 趣旨

この運用方針は、沖縄県土木建築部工事検査要領第 14 条に基づき、必要な事項を定める。

第 2 中間検査について（検査要領第 3 条関係）

- 1 検査要領第 3 条で規定する中間検査は、次に定めるときに行う検査をいう。
 - (1) 部分使用をする場合。
 - (2) 工事部分が水中又は地中に没する等により完成検査時に目視することができない箇所等を施工途中において主務課長又は出先機関の長が必要と認めたとき。
- 2 中間検査の事例
 - (1) 道路改良工事で舗装工事を別途発注した場合に、改良工事完成前に舗装工事を併行して施工する場合の下層路盤完成時（部分使用）
 - (2) 下部工と上部工を一括して発注した場合の下部工完了時
 - (3) 鋼桁、水門、歩道橋、設備工事等の工場製品
- 3 中間検査は、工事の途中段階における品質の確保と同時に、手戻りの防止かつ工事の円滑な進捗及び工事の技術水準の向上に資するために実施するものであり、設計図書等で中間検査の対象となった場合に行う。

なお、中間検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

第 3 検査の命令（検査要領第 4 条関係）

- 1 検査の命令は、「検査命令簿」により行う。
- 2 検査の命令は検査ごとに行う。
- 3 検査員の任命は、本庁においては課長級職員、出先機関においては班長級職員を基準とする。ただし、これによりがたい特別の理由がある場合は、検査を適正に行うことができると認められる者に検査を命じることができる。
- 4 検査員に任命する職員は、やむを得ない場合を除き、監督員と同じ班に属しない者とする。
- 5 検査要領第 4 条第 2 項ただし書きにより、出先機関において所属の職員に検査を命じることができない特別な事由がある場合の検査の依頼は、「工事検査技術職員派遣依頼書」により行う。

第 4 検査の手続き（検査要領第 4 条関係）

- 1 技術・建設業課で行う検査の場合の手続きは、次の各号による。
 - (1) 主務課長又は出先機関の長は、翌月の「検査予定表」を作成し、毎月 20 日までに技術・建設業課長へ提出する。
 - (2) 技術・建設業課長は、翌月の検査予定表が提出されたときは、検査予定日及び検査担当職員を記載した当月分の検査予定表を作成し、月末までに「土木建築部情報ネットワーク」へ掲示するものとする。

- (3) 主務課長又は出先機関の長は、検査予定日の7日前までに技術・建設業課長に対し、「検査依頼書」を提出する。
- 2 出先機関で行う検査の場合は、出先機関の手続きにて処理する。

第5 検査の立会（検査要領5条関係）

検査要領第5条による受注者の立会は、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）及びその他必要な専門技術者とする。

また、監督員の立会は、主任監督員及び現場監督員とする。ただし、特別な事由がある場合、その限りではない。

第6 検査の準備（検査要領第6条関係）

監督員又は受注者は、検査に際して、次の各号に掲げる資料等の準備しなければならない。

- (1) 請負契約書、設計図書、その他必要とされるもの
- (2) 施工管理資料等（施工計画、出来形管理、品質管理、写真管理、工事関係書類等）
- (3) 検査に必要な用具（測量機器、シュミットハンマー等）
- (4) 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等の検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示等
- (5) その他検査員が必要と認める資料及び用具等

第7 破壊検査（検査要領第7条関係）

検査要領第7条第3項に規定する破壊検査は、次に掲げる事項に該当する場合に行う。

- (1) 受注者が、監督員の検査を受けて使用すべきものとして指定された工事材料につき、その検査を受けないで使用した工事で検査員が必要と認めた場合。
- (2) 受注者が、監督員の立会いを受けて調査又は施工すべきものとして指定された工事材料の調査又は、工事の施工につき、その立会いを受けないで行った工事で、検査員が必要と認めた場合。
- (3) 工事写真等の記録を整備すべきものとして指定されている場合において、当該工事写真等の記録が整備されていない工事で、検査員が必要と認めた場合。
- (4) 受注者が行った工事が設計図書等に適合しないと認められる場合で検査が必要と認めた場合。
- (5) その他、これらに類する工事で検査員が必要と認めた場合。

第8 検査関係資料（検査要領第8条関係）

- 1 復命書や検査調書等の作成部数は、別表第1による。
- 2 検査員は、検査結果について、「沖縄県建設行政情報システム」に登録する。
また、沖縄県文書編集保存規程（昭和49年訓令第38号）第6条の規程により、復命書（第2種：10年保存）、検査調書（第3種：3年保存）及び工事成績表（第3種：3年保存）を保管する。

第9 工事成績評定について（検査要領第9条関係）

- 1 成績評定は、完成検査、一部完成検査及び中間検査において、行うものとする。
- 2 検査員は、監督員が作成した工事成績採点表を検収し、これに検査員の評点を加え工事成績評定点を決定する。

第10 検査不合格について（検査要領第8条、第11条関係）

- 1 検査要領第8条第3項に掲げる工事目的物が工事請負契約書又は設計図書に適合しない場

合とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 出来高不足の場合
- (2) 工事完成図書が整備されていない場合
- (3) 後片付け未了の場合

ただし、検査用足場、完成前の他工事と共用されている現場事務所、現場の管理上必要な仮設物等で、監督員と協議したものを除く。

- (4) 出来形（形状、寸法、数量、位置等）が設計図書の規格値を満足していない場合
- (5) 品質（材質・強度・性能等）が設計図書の規格値を満足していない場合
- (6) 施工不良による有害なクラックや変形変質が確認された場合
- (7) 出来形・品質を確認できる主要な資料が不足している場合
- (8) その他上記に類する場合

- 2 検査員は、前項各号の一に該当すると思われる場合は、受注者又は監督員に説明を求め、適合しないことを確認した場合は、不合格とする。

第 11 軽微な手直しについて（検査要領 第 11 条関係）

- 1 検査要領第 11 条第 2 項に掲げる軽微な手直しとは、第 10 第 1 項に該当せず、以下の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 工事目的物として設計図書に適合しているが、部分的に軽微な手入れを必要とする場合で、本体の安定や機能に影響がないもの
 - (2) 諸法令で新たな手続きを要しないもの
 - (3) 概ね 7 日間以内に手直しが完了するもの
- 2 軽微な手直しの指摘は、口頭で行うものとする。
- 3 監督員は、軽微な手直しを指摘された場合、受注者とその措置について協議し、その結果を検査員に報告するものとする。
- 4 軽微な手直しの確認は、監督員が行い、すみやかに検査員に報告するものとする。ただし、検査員が報告を要しないとした場合は、監督員の確認までとする。

第 12 再検査の手続きについて（検査要領第 12 条関係）

検査要領第 12 条に規定する再検査の事務手続きは、第 4 の規定による。

第 13 県補助工事の確認検査の準用について（検査要領第 13 条関係）

検査要領第 12 条に規定する県補助工事の確認検査の準用については、土木建築部が所管する沖縄県補助金等の交付に関する県補助事業に係る工事について適用するものであるが、次の検査等についても準用して差し支えないものとする。

ただし、原則として、土木建築部が設計審査、工事発注の指導及び工事監督の指導を行った工事に限るものとし、当該工事の主務部局長は、事前にこれらの協議をした上で土木建築部長あて「工事検査技術職員派遣依頼書」又は「工事確認検査技術職員派遣依頼書」により、検査を依頼するものとする。

- (1) 他部局が発注した県単独事業又は国庫補助事業の工事、並びに国庫予算に係る工事を代理執行した工事の検査
- (2) 他部局が所管する県補助事業に係る工事の完成確認検査